

第29回

消費者教育推進会議

議 事 録

消費者庁消費者教育推進課

第29回消費者教育推進会議

議 事 次 第

1 日 時 令和3年5月10日（月）16:15～17:30

2 場 所 オンライン開催

3 議 題

- (1) 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会取りまとめについて
- (2) 「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーンについて

4 出席者（敬称略・50音順）

委員：青木 秀子、東 珠実、飯泉 嘉門、石川 薫、色川 卓男、岩本 諭、川野 玲子、坂倉 忠夫、坂本 有芳、清水 敬介、高岡 麻美、武井 敏一、永沢 裕美子、中村新造、萩原 康秋、原 早苗、藤脇 智恵子、俣倉 朋美

幹事：内閣府大臣官房企画調整課：尾原課長

警察庁生活安全局：後藤生活経済対策管理官付係長【代理出席】

金融庁総合政策局総合政策課：中村総合政策監理官

総務省大臣官房企画課：坂本課長補佐【代理出席】

法務省大臣官房司法法制部司法法制課：吉田法務専門官【代理出席】

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課：

佐藤課長補佐【代理出席】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課：吉川課長補佐【代理出席】

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課：高橋課長

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ消費経済企画室：西川室長

国土交通省総合政策局安心生活政策課：杉野課長補佐【代理出席】

環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室：三木室長

消費者庁：片岡審議官、吉村消費者教育推進課長

5 配布資料

資料1-1 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会取りまとめ

資料1-2 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会取りまとめ（概要）

資料2-1 「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンの実施について

資料2-2 「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンの概要

参考資料

参考資料1 第四期消費者教育推進会議委員名簿

参考資料2 第四期消費者教育推進会議スケジュール

○吉村消費者教育推進課長 それでは、皆さんお揃いですので、これから第29回の「消費者教育推進会議」を開催させていただきたいと思っております。

開催前に事前の連絡でございますけれども、本日の会議につきましては新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が東京都等に発令されていることなどを踏まえまして、ウェブでの会議の開催とさせていただいておりますので、御出席の委員におかれましては、御発言のない際にはマイクをミュートにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事につきましては東会長によりよろしくお願いいたします。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 それでは、ただいまより第29回「消費者教育推進会議」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、このようなオンラインということではございますが、御多用のところ御参加いただきましてありがとうございます。

本日は、山崎委員が欠席と伺っております。

それでは、早速、本日の議事に移りたいと思っております。お手元の議事次第を御覧ください。本日の議題は、「1 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会の取りまとめについて」「2 「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンについて」となっております。

では、議題1のほうから進めてまいりたいと思っております。事務局から、御説明をお願いいたします。

○吉村消費者教育推進課長 それでは、「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会の取りまとめ」につきまして、事務局から御説明をいたします。

資料の1-1を御覧ください。右肩に資料1-1と書いてあるものでございます。

昨年10月の消費者推進会議で、このデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会の設置を議決いただきまして、分科会におきましては坂倉座長の下、昨年11月から5回にわたりまして精力的に議論をいただき、このたび取りまとめを行いましたので、分科会の取りまとめの内容につきまして御説明をいたします。

資料1-1をめくっていただきまして、目次を見ていただけますでしょうか。

「第1. はじめに」から「第6. 国における今後の課題」まで、6つの節で構成をされている取りまとめでございます。

資料の1ページ目を御覧ください。「第1. はじめに」でございますけれども、まず(1)の「検討の経緯」につきまして、デジタル化に対応した消費者教育の必要性につきましては、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に記載されておりますけれども、昨年10月の推進会議でのこの分科会を設置するという議決を受けまして、分科会におきましてヒアリングですとか議論を行いました、このたび取りまとめを行ったという経緯ですとか、あるいは情報教育ですとか各種啓発の活動の取組があるということも踏まえまして、この取りまとめにおきましては消費者教育として特に取り上げるべき内容に焦点を当てて整理をし、今後の国としての課題の提言を行ったということが記載されております。

続きまして、資料の2ページ目を御覧ください。(2)の「検討の基本的な視点」でございませう。デジタル社会形成基本法ですとか、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」といったものの内容に触れた上で、従来からの消費者教育が目指しておりました被害に遭わない、よりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者市民社会への参画ということに加えて、SDGsにも通じるということに触れた上で、消費者教育といたしましてもデジタル技術の積極的な活用を促していく視点ですとか、デジタル社会に必要なリテラシーを身につけるように促していく視点が重要であるといったことを記載しております。

資料の3ページ目を御覧ください。「第2. デジタル化の現状と消費者への影響」というところでございます。

まず(1)の「社会のデジタル化の現状」につきましては、デジタルデータの特徴ですとか、あるいはデジタル化社会の加速といったことにつきまして記載をしているところでございます。

資料の4ページ目を御覧ください。(2)の「デジタル化の消費者への影響」というところでございます。大きくは①の「デジタル化が消費者にもたらす利便性」から、5ページ目の③の「消費者のせい弱性と求められる責任」という形で分かれておりますけれども、まずは①の利便性につきましては選択肢が広がるですとか、情報収集が容易になる、そして、豊かな生活につながるということで、賢くデジタルを活用することが重要であるといったことを記載しております。

②の消費生活相談につきましては、定期購入や模倣品、あるいは情報商材、SNS上の広告、こういったものに関するトラブルが増えているということについて記載しております。

5ページ目の③の脆弱性と責任のところにつきましては、デジタル取引の特性によりまして消費者が脆弱になる場面が増加する一方で、消費者からの情報の拡散ということが可能になっていることから、消費者の方でも責任ということを考えていくことが重要であるということが記載しております。デジタル化に対応した消費者教育につきましては、この消費者の脆弱性と求められる責任について考慮した検討が必要であるといったことを記載しております。

同じく5ページ目の「第3. デジタル化に対応して必要と考えられる知識・能力の基本的整理」の部分でございます。基本方針などを基に、6ページ目の①の「情報と技術の活用能力・仕組みやリスクの理解」から、7ページ目の⑤の「知的財産保護」までの事項を身につけることが望ましい内容として整理をいたしまして、消費者教育において重点的に身につけるべき内容につきましては次節の第4において検討するという形になっております。

8ページ目を御覧ください。「第4. デジタル化に対応した消費者教育」でございます。第3節で整理をいたしました5つの事項をベースとしつつ、分科会で御議論いただいた結果、(1)の「消費者教育として重点化すべき内容」、それから(2)の「ライフステー

ジに応じて重点化すべき内容」、それから（３）の「デジタル化を踏まえた消費者教育の場や情報発信手法」という形で整理をしております。

まずは９ページ目の（１）の「消費者教育として重点化すべき内容」といたしましては、全世代的に身につけることが望ましい事項といたしまして、デジタルサービスの仕組みやリスクの理解、それから１１ページ目になりますけれども、「批判的思考力に基づく確な判断」、それから③の「デジタル技術を活用した情報の収集・発信」といったことを記載しております。

１１ページの一番下から始まります（２）の「ライフステージに応じて重点化すべき内容」につきましては、１２ページの「①幼児期・小学生期・中学生期」から１３ページの「④成人期（特に高齢者）」まで、ライフステージに応じて特に重点化すべきと考えられる内容について記載をしているところでございます。

１３ページの「（３）デジタル化を踏まえた消費者教育の場や情報発信手法」につきましては、デジタル技術を導入した消費者教育の場の活用ですとか、伝える対象と伝えるべき内容に応じて媒体を選択する必要性などについて記載をしております。

１４ページを御覧ください。「第５．各主体における取組の現状と連携の方向性」でございいます。ヒアリングを受けまして、（１）の「国・地方公共団体」から（３）の「消費者団体等」まで把握をした取組というものを記載しておりまして、１６ページの（４）というところで「各主体の連携の方向性」ということで、地方公共団体がコーディネート機能を発揮して地域においてデジタル化に対応した消費者教育の充実を支援していくことを期待されるといったことを記載しております。

同じく１６ページ目の「第６．国における今後の課題」につきましては、１７ページから具体的に（１）から始まっておりますけれども、まず（１）の「各主体による消費者教育の取組の把握と連携」の部分におきましては、様々な主体によって実施をされております消費者教育の取組を把握して連携を促すために、消費者教育ポータルサイトにおきまして団体情報バンクとして整理をして情報提供していくこととすとか、あるいは消費者教育のコーディネーター会議等の場を活用して取組主体間の連携を促進していくことが必要であるといったことを記載しております。

１８ページの「（２）担い手への支援・育成」でございいますけれども、社会のデジタル化に対応した消費者教育の実践に向けて担い手を支援していく必要があるということで、担い手が活用しやすい教材の提供ですとか、最新のトラブル事例の提供、あるいはデジタル関連の研修講座の充実、こういったことについて記載をしているところでございます。

また、１８ページ目の下から始まっております（３）の「誰一人取り残さないデジタル化のための支援」におきましては、デジタル化に取り残さないための支援として地域で活動するサポーターの育成支援ですとか教材開発、こういったことについて記載をするとともに、児童・生徒や高齢者以外の層につきましては消費者教育を受ける機会が少ないという現状を踏まえまして、啓発の必要性、あるいは研修の充実に向けた支援といったことにつ

いて記載をしております。

19ページの「(4) デジタルメディアを活用した効果的な情報提供」につきましては、各年代層の接触メディアの状況も踏まえ、SNSですとか動画等の様々な手法での働きかけといったことを記載しております。

最後に、スピード感を持った対応の必要性ですとか、ポータルサイトの改修への期待に加えて、引き続き社会のデジタル化に対応した消費者教育について検討していくことが必要であること、あるいはデジタル庁関連の法案が成立、施行した際には、デジタル庁などとの連携を強化していくべきことを記載しております。

資料の21ページ、別紙1につきましては、サービス分野別のトラブル事例と注意すべきことを整理した表でございます。

資料の22ページ目につきましては、分科会でヒアリングをいたしました消費者教育に関する取組を整理したものでございます。

資料の23ページ目の別紙3につきましては分科会の委員の名簿でございまして、24ページ目が別紙4として分科会の開催経緯を記載しているものでございます。

資料の1-2につきましては、今、御説明をいたしました分科会の取りまとめを概要という形で整理をしたものですので、説明は省略をいたします。

なお、分科会の取りまとめを今後消費者庁のウェブサイトに掲載していく予定にしておりますけれども、目次ですとか脚注をクリックすると該当するページに遷移するような形にするなど、できるだけこの取りまとめを見やすくするような形で掲載をしまいたいと考えているところでございます。

事務局からの説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、座長としてこの社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会での議論を取りまとめたいただきました坂倉委員から御発言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○坂倉委員 今回の分科会の座長を務めましたACAPの坂倉でございます。

今回の取りまとめの内容につきましては、先ほど事務局の吉村課長から御説明いただいたとおりでございますが、私からは全体の立てつけとか、あるいは分科会での議論のポイントなどについて座長として補足の御説明をさせていただきます。

まず今回は各主体の取組についてヒアリングを行いながら現状の把握なり、あるいは課題の抽出を行ってまいりました。その議論の中で出てきましたのは、各主体それぞれの取組の内容は充実してはいるのですが、広がりが限定的であるとか、あるいは連携、さらには担い手の育成や支援など、課題も多いということでもあります。

さらに、このデジタル化の進展ということは生活が豊かになる、あるいは持続可能な社会につながるというメリットがあります一方で、新たな消費者トラブル、消費者被害に遭うというデメリットもございます。

この両面がありますので、従来の消費者教育に比べて幅が広いということ、その中でデジタル化に対応した消費者教育、さらにはデジタルを活用した消費者教育を考えていかなければいけないということでした。

今回、分科会で議論を重ね、本取りまとめに整理した内容のうち、大きなポイントは2つでございます。

1つは、デジタル化の進展に伴いまして、消費者教育の観点から何を身につけてほしいのかということでございます。まずは、社会のデジタル化を踏まえて消費者が身につけることが望ましい知識、能力、これについては取りまとめの第3節でまとめております。

その上で、「デジタル化に対応した消費者教育」として重点的に取り上げるべき内容を3つに整理をいたしました。これが、取りまとめの第4節の部分でございます。これを身につけていくことで消費者被害に遭わないということだけではなくて、より豊かな生活、さらには消費者市民社会への参画、持続可能な社会の実現につながっていくということになります。これが、1つ目のポイントです。

2つ目の大きなポイントは「国における今後の課題」、これは取りまとめの第6節の部分でございます。ここでは、分科会としては総花的な内容ではなくて、できるだけ具体的に、例えば現在進行している他の検討会での検討事項、あるいは最近スタートした消費者教育コーディネーター会議、今後のこの消費者教育推進会議での議論、リニューアルを現在検討中の消費者教育ポータルサイト、さらには徳島での実証フィールドでの試行など、できるだけ具体的に課題解決に向けた提案をまとめたつもりでございます。

繰返しになりますが、この取りまとめの第4節と第6節のところのポイントでありまして、資料1-2、別紙につけております概要についても、この2つを中心にまとめているといった構成になっております。

今回の分科会では、私が不慣れでございましたし、あるいはテーマが非常に大きく、検討時間も短かったので、非常に難しい課題ではございましたが、分科会のメンバーの皆様、そして事務局の皆様の御協力で取りまとめに至ることができました。改めて分科会のメンバーの皆様に感謝申し上げますとともに、事務局におかれてはこの取りまとめを公表して各主体に発信していただくとともに、今後の具体的なアクションにつなげていただきたく、あるいは今後のこの消費者教育推進会議での議論につなげていただきたく、取り進めをお願いしたいと思います。

座長としてのコメントは、以上でございます。ありがとうございます。

○東会長 坂倉委員、ありがとうございました。本当に幅広い議論を座長としてこのような形におまとめいただきましてありがとうございます。

それでは、委員の皆様がこの件につきまして何か御意見などございましたら御発言をお願いしたいと思います。内容としては、もうこれで取りまとめとして完成しているもので、この後、ウェブサイトのほうに上げていくという段階にはございますが、何かこの段階でお気づきのことがございましたら御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

飯泉委員、お手が挙がっております。よろしくお願いたします。

○飯泉委員 まず、今日こうした坂倉座長さんをはじめ分科会の皆さん方の熱心な御尽力によりましてきれいに取りまとめができたこと、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

そして、その中で徳島の実証フィールドということで何度も今、坂倉座長さんからもお話をいただきましたので、まず私のほうから口火を切らせていただければと思います。

今回の取りまとめは大変すばらしい観点がたくさん取りまとめられているなど、まずはそうした印象を受けております。実は、この件で2019年に徳島県で消費者庁とともに行わせていただいた日本初のG20消費者政策国際会合の中で世界各国から言われたのが、このデジタル時代における消費者問題をどのように片づけていくのか、対応するのか。この中で一番の課題は、やはり若年者教育をどうしていくのか。そのモデルが世界中にないので、ぜひそれを日本から出してもらいたい。特に、徳島の舞台からは高校生の皆さん方が当然といえば当然なのですが、全て英語でもってSDGsをはじめとし、また消費者問題に対して提言をしたものですから、そうした印象を多くの皆さん方が持たれたのではないか、このようにも思うところであります。

そこで、この取りまとめについて少しまず何点か、そしてその後に提言を申し上げたいと思います。

まず、今回入れていただいた中で、やはりライフステージに応じて重点化をしていく。これは大変重要な点でありまして、特に鉄は熱いうちに打てではありませんが、この幼児期、あるいは小学生期、中学生期、ここが大変重要なポイントだと思います。

実は、全国でこの辺りについては金銭教育という形でこれまでは取組を金融広報委員などということで、大体、各県知事が委員長を務めておるわけでありまして、銀行の皆さん方など行ってきたところではありますが、やはりそのレベルを上げてやっていく、または身近なものとして捉えていくということで、この取りまとめの中にも書かれておりますが、使い勝手といったものがキーワードになってくるのではないかと。

つまり、ヒューマンインターフェース、今、言う幼少期であれば幼少期の、あるいは高校生は高校生、センシビリティの高い大学生は大学生、その年次に応じた形でどんな通信媒体のツールを使っていくのか、または使い勝手をどのようによくしていくのか。例えばFAQを打ち込んでいく、それにまつわる形でこれを文字媒体だけでなく動画で出してみるとか、それも子供さんであればゲームでやる。もう少し大きくなるとドラマ仕立てにしていくとか、こうしたことも可能になってくるところであります。

特に今GIGAスクール、1人1台タブレット型端末を持つ時代となってまいりまして、それぞれの皆さん方に合った形での教育といったものが十分に可能となってきますので、ぜひこの使い勝手、ヒューマンインターフェース、この点をポイントにしていただきたいと思います。

また、さらには誰一人取り残さないデジタル化のための支援ということで高齢者向きの

話が出ております。我々全国知事会でもこのデジタル化、誰一人取り残さないデジタル化といった点について提言もさせていただいたところではありますが、視点としてもう一つ入れていただきたいのは、障害のある皆様方の取組といった点で、特に障害者の皆さん方はその障害特性が様々であります。例えば、映像が見られない方、音声听不懂の方、あるいはその複合とありますから、それぞれの皆さん方の状況に応じた形でのヒューマンインターフェースをぜひこの中に取り込んでいく。これが、一番のポイントになるのではないかと考えております。

そうした中で、今回いただいたものについてお話があったように、これまでのように徳島をぜひ実証の場にお使いいただければと思います。

そこで、消費者庁の皆さん方は今年の7月から本庁機能であります新未来創造戦略本部が徳島県庁の10階に展開をいただき、徳島県とともに、あるいは四国、関西広域連合とともに今、展開をいただいているところでありまして、ぜひ様々な点、特に教材のデジタル化について今、新たな視点も取り組んでいただいたところでもありますので、しっかりと消費者庁の皆さん方とともにこれを実証していければと考えております。

また、そうした中で3点申し上げたいと思います。

1点は、昨年、消費者庁の皆さん方とともに「社会への扉」とともに使うことのできるいわゆるパワーポイント教材、これらを開発してきているところでもあります。また、本県独自に取り組んだもので先ほど紹介をさせていただきましたが、例えばクイズ、あるいは動画でSDGsを学ぶことのできるデジタル教材のウェブサイト、こうしたものも作らせていただいております。

さらには、先ほど申し上げた障害のある児童・生徒の皆さん方が「やはり独自の教材が欲しい」、「その障害特性に応じた教材が欲しい」、これが教育現場の声となっているところでもありますので、そうなりますと「社会への扉」に代わる特別支援学校向きのパワーポイント教材など、その障害特性に応じた形でのヒューマンインターフェースを十分に配慮した教材が不可欠となってまいりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

そして、今後取りまとめは迅速に具現化も図っていく。そうしなければ、せっかくこのすばらしい取りまとめが絵に描いた餅となるわけでもありますので、多くの皆さん方に誰一人取り残さない、おいしく食べていただく、そうした取りまとめになっていくように、ぜひ今後とも徳島を実証フィールドとして、特にデジタル化の場合には全県、光ブロードバンド環境が作られている徳島でもありますし、また5G、ローカル5Gなども含め、Society5.0の状況も整っておりますので、様々な情報通信媒体活用も可能となっております。

ぜひそうした点も駆使をしていただきまして、世界にない、そして世界に向けて徳島、あるいは日本のそうしたデジタル教材をお作りいただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○東会長 飯泉委員、どうもありがとうございました。

既に徳島ではいろいろなお取組をいただいております。今回のこの分科会の取りまとめに関しましては、ライフステージに応じた、特に幼稚園、小学校、中学校、若い世代へのアプローチが重要である。あるいは、高齢者プラス障害を持たれた方へのアプローチ、使い勝手、ヒューマンインターフェースというようなことをポイントに具体化してくださいというお話でございました。また、徳島県はぜひ実証の場として使ってくださいというような言葉もいただいたところがございます。どうもありがとうございました。

ほかの委員の皆様、何か御意見ございますでしょうか。

色川委員、お願いいたします。

○色川委員 もうこれは決まっているものだから、感想だけ申し上げさせていただきたいのですが、2つほどあります。

1つは取りまとめの5ページ目なのですが、消費者の権利を挙げて責任を挙げていっちゃうのはいいのですが、上のほうの「消費者のせい弱性と求められる責任」でしょうか。それは分かるのですが、これだとまるで消費者は権利が侵害されたら自分で守らなければいけないというような感じになってしまっています。

それだけではなくて、やはりそこには例えば国や行政がいろんな形で権利を尊重したり、あるいは企業、事業者のほうが社会的責任を果たしたりというのがあってこそその消費者の責任だと思いますので、その辺のニュアンスがちょっと気になったのが1つです。

あとは、11ページの下のところ「ライフステージに応じて重点化すべき内容」というものがあって、大変具体的で分かりやすいと思うのですが、1つ気になったのが消費者教育の体系、イメージマップとの関係がよくわからなかったんです。イメージマップが既にある中でこれがどういう位置づけになるのか、どういう関係になるのかがちょっと分かりづらかったなというのが私の感想です。

この2点です。以上です。

○東会長 ありがとうございました。

今、消費者の権利、責任についての記述に関する部分と、それからイメージマップとの関係性ということで2点御意見をいただいたところがございます。もちろん、こちらの点につきましては運用の段階でまた意識をしながらきちんと進めていくということになるのかと思いますが、坂倉座長、あるいは事務局のほうで何かございましたらお願いしたいと思います。

○吉村消費者教育推進課長 事務局から少し御説明してもよろしいですか。

○東会長 では、事務局からお願いいたします。

○吉村消費者教育推進課長 まず2点あったかと思いますが、1点目の5ページ目の「消費者のせい弱性と求められる責任」のところにつきましては、デジタル化に伴いましてせい弱になる場面が増えてくるということに伴いまして、やはりそういったものを踏まえた結果、トラブルに陥らないようになっていくことが必要だということでございまして、もちろんそのために消費者個人全てに責任を負っていただくということではなくて、

国ですとか地方公共団体の支援というものも必要であるとは思っております。

一方で、責任の部分につきましては、せい弱性といったところよりもむしろ消費者からの情報発信がデジタル化に伴いまして、より可能になっているということを踏まえまして、その発信に当たっての責任ということも意識した行動というものが求められるのではないかとという形で記載をしているという形になっております。

また、もう一点御指摘いただきました12ページのライフステージに応じたというところにつきましては、分科会の議論の中でもイメージマップとの関係についてはやはり意識したほうがいいのではないかとといった御指摘もいただいておりますので、4つ記載をしておりますけれども、それぞれのライフステージの名称につきましてはそのイメージマップの名称を使って、そちらとの関連性も意識しながら分科会の取りまとめをいただいたというふうに理解をしております。

○東会長 ありがとうございます。

加えて、何か坂倉座長のほうからございますでしょうか。

○坂倉委員 坂倉でございます。

色川先生の御質問の1点目の権利のほうについては、今、吉村課長もお話ございましたけれども、情報の受け手というところと情報の発信者と両方の面がありますので、少し権利というものが強めに出ているようにお見受けされるかと思いますが、決して自分で守らなければいけないという意味で書いているということではないことは御了解いただきたいと思います。

2点目の12ページのライフステージのくくり方の問題ですが、これもポータルサイトのイメージマップの用語を使いながら、幼児期、小学期、中学期、あるいは高校生、成人期と、まとめて書いてしまいましたので少し統一感がないようにお見受けされるかもしれませんが、用語的にはイメージマップをベースに議論して整理したということで御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

色川委員、よろしいでしょうか。

それでは、中村委員からお手が挙がっていますのでお願いいたします。

○中村委員 中村です。今、色川委員のほうから大変適切な御指摘をいただきましたので、私のほうからも一言と思います。

1つ目の脆弱性と責任のところですがけれども、これは確かにちょっと斜め読みしてしまうと、消費者が十分に守られないうちに自己責任を負わされるのではないかとというふうに読まれる感じがあるといけないと思うのですけれども、注釈の11番というところでも書いてあるように、よく言われる消費者の8つの権利と5つの責任というものに対応した責任ということなので、消費者が自己責任を負わなければいけないというような文脈ではないということです。

確かに、もう少し明確に本文に書いてもよかったかもしれませんが、分科会の中で自己責任を負わせるというような話が出たわけではなくて、消費者の5つの責任というものを踏まえたものである、決して脆弱な消費者が自己責任を負わされることではないのだというような議論の過程だけ、1点紹介させていただきたいと思います。

○東会長 中村委員、補足の説明ありがとうございました。今回の報告、取りまとめのほうにはかなり注釈もたくさんつけてありまして、そちらで本文をカバーしているところも特徴になっているかと思います。また、これに基づきまして運用していく段階で、そういった細部についての御配慮もお願いできればと思います。

お時間が、ちょっとスタートも遅くはなっているのですが、もう一つ新しいお話もございますので、もし御意見がありましたらお一人、お二人ぐらいで締めさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

では、原委員、岩本委員の順番でお願いいたします。

○原委員 私は分科会の委員として参画をしたので、いろいろな意見は反映させていただいたのでありがとうございました。

2つありまして、報告書を作成するのが私たちの仕事ではなくて、この報告書に基づいて何をするのかというところが私たち皆に課せられている仕事であって、今回のテーマはとても幅広いので、どのポジションにいてもやれることがあると思っているので、それぞれの皆さんがそれぞれの自分の立場でぜひ動いてほしいと思っています。

それから、座長のほうで、ただ、その課題はあるということで、広がりはなかなか持っていないということと、担い手不足だということがあります。私たちも議論して感じていたところですけども、ただ、逆にこのネットを活用すればそこをカバーできるのでしょうか、広がりを持たせることもできるし、それからいろいろな担い手育成もネットというツールを使えばもっと簡単に全国に育成の網を張り巡らせることはできると思っていますので、この報告書を基にそれぞれの場所で皆さんにぜひ動いていただきたいと思っています。

以上です。

○東会長 ありがとうございました。委員としても参加いただきましたが、さらに具体的に今後の展開に関する御意見をいただきました。

それでは、岩本委員お願いいたします。

○岩本会長代理 ありがとうございます。

まず、坂倉委員、本当に御苦労さまでございました。大変広範囲な内容の取りまとめだったと思います。私も、あくまでも感想と今後の活用の際の視点として2点ほどお話をします。

先ほどと同じ5ページの脆弱性ですけども、タイトルは単に脆弱性なのですが、読むとデジタル面における脆弱性ということで、消費者委員会も2年前から、消費者の脆弱性には一時的脆弱性と継続的脆弱性があると、先ほど徳島知事からもお話がありましたよ

うに、例えば障害者とか、いわば継続的な脆弱性、生まれ持った脆弱性の方もいる中で一時的な脆弱性というのもある。

それで、今回タイトルだけ見ますと、そうした全ての脆弱な消費者のことを念頭に置いた記述にはなっていないくて、あくまでもデジタル面でのということなので、本当にそれで十分なのかどうかといいますと、実態としては例えば障害者の方で声が出せない方について、実はネット利用をしようとする音声で認識を求められるような場合があって、その方は利用できない事例や、視覚不自由な方につきましても全然使うことがなかなかできない場面があったりとか、その辺の脆弱性を含めて今後どうしていくのかという観点から障害者団体等の意見集約をとおした個別の対応が必要なのかなという点が1点でございます。

それからもう一つは、11ページのほうで事業者や事業者団体の取組ということていろいろヒアリングをされたようでありまして、実態として現在、成年年齢引下げに対応したデジタル化推進の課題について、各業界において個別の対応は、実はほとんどされていないようです。

かなり以前に策定された業界ルールや古い説明資料を使ったまま、それで対応できるだろうということであるかどうかはわかりませんが、今のプラットフォーム市場やデジタルプラットフォームにつきましても、様々なデジタルプラットフォームに関わる事業者団体がある種のまた新たなルール形成をしていかなければならない時代になってきている。今回のこの面における消費者教育の実現という観点からも、個々の事業者としてではなくて事業者団体として適切な対応、例えば広告の在り方とかも児童向けの広告の在り方とか高齢者向けの広告の在り方も含めて、具体的な実効性のある取組をお願いしたい。そのための啓発をぜひ消費者庁として後押しを行っていただきたいと思っています。

以上でございます。ありがとうございました。

○東会長 ありがとうございます。2点、御指摘をいただきました。

脆弱性に関しては、デジタル面ということに限らず、障害を持たれた方等、個別対応が必要な方々などのこともきちんと見ていく。それから、2点目として事業者団体ですね。より具体的な事業者団体としての対応の仕方、こういったものをきちんと詰めて見ていく必要があるということでございます。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

では、もうお一人だけでよろしいでしょうか。すみません。川野委員、お願いいたします。

○川野委員 お時間のないところ、すみません。ありがとうございます。

今回、社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会の皆様には、これだけの取りまとめをしていただいたことに本当に感謝しております。それで、坂倉座長が先ほどおっしゃったように、ポイントが第4の「デジタル化に対応した消費者教育」と、それから「第6、国における今後の課題」ということで、「国における今後の課題」の中の2番の「担い手への支援・育成」ということを入れていただきましたことに本当に感謝申し上げ

げます。

というのは、私の所属します全国消費生活相談員協会は地方自治体の消費生活相談窓口で日々、消費生活相談を受けている相談員、そしてまた啓発を行っている相談員が主な会員ですが、コロナ禍において急速なデジタル化が進みまして、昨年度、私どもの協会ではコロナ禍においてオンライン研修、いわゆる収録したものをいつでもどこでも自分のパソコンやスマホで視聴できる形の研修、またテレビ会議システムでリアルに研修を受けるリアルタイム研修が主な研修となりました。

本当にコロナの感染拡大が収束するのを祈るばかりなのですが、啓発方法もやはりオンラインでの啓発が今後受講者の啓発には欠かせないものになると思いますし、コロナの感染拡大で集合研修を受けることができなくなった啓発の担い手である消費生活相談員はオンライン研修を主催するにしても受講するにしても全くそういう知識のないまま、手探り状態でその収録とか、受講者のほうも受けていただいて、本当に自主判断でやってきましたけれども、この担い手になる相談員の中には、やはりオンラインの環境とか、デバイスとか、いわゆるスマホとかパソコンに対応できない者もおりまして、まだ一度もオンライン研修を受けていない者もおります。

ぜひオンラインの環境を整えていただき、担い手になる地方自治体の消費生活担当課の行政職員の方とか消費生活相談員においても、誰一人取り残されないように研修を受けるようにしていただければと思います。

追加のお願いでした。皆様、よろしくお願ひいたします。

○東会長 ありがとうございます。担い手の支援、育成ということにつきまして、現場の具体的な状況を教えていただきまして、さらなる支援をということでございます。

それでは、もう少し御意見がございませぬかもしれませんが、もう一つの議題がありますので、また何かございましたら事務局のほうへお願いしたいと思ひます。デジタル化に対応した消費者教育に関する分科会取りまとめは、ぜひデジタル庁の設置法等、周囲の状況も見ながらスピード感を持って、こちらにあります国のこれからの課題を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では、次の議題にまいります。議題2は「「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン」についてでございます。

事務局から、御説明お願ひいたします。

○吉村消費者教育推進課長 それでは、議題の2点目の「「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン」につきまして、資料に基づいて御説明をいたします。

本年度1年間は、2022年4月の成年年齢引下げ前の最後の1年に当たりますので、消費者庁だけではなくて文部科学省、法務省、金融庁で連携をして実践的な消費者教育を徹底して進めるということで、今年の3月22日に「「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン」というものを関係省庁で取りまとめをして、現在取組を開始しているところでございますので、その内容につきまして御説明をいたします。

資料は2点ございますけれども、資料2-2のほうに基づきまして内容については御説明をさせていただきます。

資料2-2を1枚めくっていただきまして、2ページ目を御覧ください。先ほどもお話しいたしましたように、今回のキャンペーンの趣旨といたしましては成年年齢引下げ前の最後の1年ということでございますので、平成30年に同じく関係4省庁で取りまとめましたアクションプログラムの内容も取り込みつつ、地方公共団体、大学、あるいは関係団体、メディア、こういったところも巻き込みながら重層的な取組を行っていくということをキャンペーンとして決定をしているというものでございます。

具体的な取組のイメージにつきましては、次の資料の3ページ目を御覧ください。キャンペーンにつきましては大きく4つの柱から成っております、4省庁が連携をして関係各省への働きかけを行っていく、周知をしていくということに加えまして、こういった取組をコンテンツの充実・活用の促進といったところで支えていくという形で構成をしているものでございます。

4ページから6ページにつきましては、具体的に現時点で4省庁でどういったことに取り組んでいこうと考えているかを記載しております。

まず4ページ目の「地方公共団体・大学等への働き掛け」の部分につきましては、大学、高校への出前講座を実施していくといったことを通じまして働きかけをしていくということが書いてございます。

また、4ページ目の下のほうには「関係団体の働き掛け」ということで、消費者団体ですとか金融関係団体の方にも注意喚起ですとか情報発信の働きかけをしていくという形にしております。

5ページ目につきましては「イベント・メディアを通じた周知」ということで、成人式などを活用した取組や働きかけに加えまして、消費者月間ですとか、若者が多く参加するイベントを活用した情報発信というものも進めていきますし、インターネット広告ですとかSNS、専用Twitter、あるいは特設サイトを活用した周知といった取組も進めていくという形にしております。

最後に、6ページ目の「コンテンツの充実・活用の促進」といったところにつきましては、こういった消費者教育を進めていくに当たりまして活用できるような動画ですとか、そういったコンテンツを作成いたしまして情報発信をしていくといったことを考えているところでございます。

7ページ目から9ページにつきましては、既に消費者庁のほうで開始をしております取組の具体例でございます。

まず7ページ目につきましては「18歳から大人」という形で、消費者庁のTwitterアカウントを開設いたしまして情報発信をしているというものでございます。

8ページにつきましては、消費者庁の特設サイトでございまして、関連する情報、コンテンツなどを作成するたびにこの特設サイトにも情報を掲載しているところでございます。

具体的な中身としては、例えばですけれども、9ページに特設サイトに掲載している情報例として2つ御紹介をしております。

1つが、吉本興業と連携をいたしまして、ゆりやんレトリィバァさんに成年年齢引下げに関する情報を提供していただくような動画を作成して活用を促しているというところでございますし、9ページ目の下につきましては関係省庁の連名で新生活応援のチラシということで、若者に多いトラブル、定期購入ですとか美容医療、もうけ話について御紹介をして注意喚起を行うようなチラシというものを4省庁で連携して作成して印刷するとともに、特設サイトで御紹介をしているというところでございます。

「「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン」の内容というのは今、御説明したとおりですけれども、本日御出席の委員の皆様は所属される団体ですとか、委員の皆様にもこの取組についてはぜひとも御協力を賜れればと思っております、今年度1年間、成年年齢引下げについて、より多くの若者、あるいはその保護者に向けて情報提供を進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様は御協力もいただければ非常にありがたいと思っております。

資料の説明は、以上でございます。

○東会長 どうもありがとうございました。

ただいま、既にもう展開されているものがございますけれども、「「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン」ということで、アクションプログラムの後を受けてといいますか、それをベースにした形で新たに最後の1年に取り組み内容について御説明をいただいたところでございます。

こちらにつきまして、何か御意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ゆりやんさんの動画などもかなりパワフルなものですけれども、今3名お手が挙がりました。

では、最初に坂本委員、原委員、そして永沢委員ということでお願いいたします。それから中村委員と、その4名からお願いいたします。

坂本委員からどうぞ。

○坂本委員 私もいろいろ教材を作ったりさせていただきましたけれども、本当に知っていただくというのは大変ですし、私の周りの来年の4月に18歳で成人を迎える高校生を持つ保護者の方とかは18歳成年のことを知らない人が多いので、本当に急いでやらなければいけないと思っているところです。

いろいろ消費者庁の方で取り組んでいるものとか、こういう教材ができましたというのをぜひ転送可能なメールニュースの形でまとめていただくと、私も学会のメーリングリストにこれを流していただくとかが簡単にできるので、それをぜひお願いしたいと思います。私も消費者庁の人に関わりがあるたびにそういうふうに申し上げているんですけれども、どうしても消費者庁としての仕組みとして定着しないので、ここで申し上げようという感じなんです。

転送しやすい形、もちろんSNSなどで共有するとかもできるんですけども、やはり仕事上で使っているのは結構メールなので、メールニュースの形にまとめていただければというふうに思っています。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

4名いらっしゃいますので、続けてお願いしたいと思います。

原委員、お願いいたします。

○原委員 今、坂本先生がおっしゃったとおりですけども、周りではやはり大人も、それから当事者自身も本当にこの話を知らない人が多いですね。

それで、今、御説明を聞いていても、消費者庁はやっています、4省庁も協力してやっていますと、やっています、やっていますと言われているんですけども、届いているのか。本当にあと1年切ったところで大変大きな課題だと私は思って、届けるための方策というのをぜひ工夫していただきたいと思います。

それから、4省庁協力となっていますけれども、例えば今、法務省は「大人への道しるべ」というショートメッセージみたいなものを作っていますが、その中は大変面白くて、この成年年齢引下げに伴って幾つかのテーマを漫画とクイズと解説で紹介しているんですね。非常に面白いのですが、消費者庁のホームページからはリンクされていないと思っているんですが、4省庁が協力してやっている割には省庁縦割りのかなと思いますし、法務省のこの「大人への道しるべ」というのも法務省のウェブサイトのトップページには全然掲載がないんですね。どこからアクセスできるか分からないんですけども、ネットで検索をすると出てくる。ネットの検索からたどり着いてようやく発見したんですけども、届けるための方策というのを本当に真剣に考えないといけないんじゃないかなと思っています。

以上です。

○東会長 原委員、ありがとうございました。

すみません、永沢委員、中村委員がお手を挙げていらっしゃったんですが、今、坂本委員と原委員から同様のお話だったかと思しますので、一旦ここで区切らせていただきます。

坂本委員のほうからは、教材を作っても知らない人が多い。転送可能なメールのような形で情報をいただけないかという具体的な御提案がございました。また、原委員からも、とにかく届いているのか、届けるための方策を工夫していただきたいということで、具体的に4省庁連携なんだけれども、法務省のものがうまく消費者庁とリンクしていないんじゃないかというような具体的な御指摘もいただいたところでございます。

これらの、こういったものを作ったけれども届けるためにどうするかという辺りにつきまして、少し事務局でお考えがあればお願いしたいと思います。

○吉村消費者教育推進課長 坂本委員と原委員から御指摘いただきましたとおり、作っても届かなければ意味がないというところはおっしゃるとおりでありますので、これまであ

まり消費者庁でやってこなかったようなTwitterですとか動画配信サイトといったものも積極的に現在活用し始めているところでございます。

また、それ以外にも4省庁で連携をいたしまして、新聞ですとかテレビ、こういったものを何らかの形で活用して、この話題について広く知っていただくための取組もできないかというふうに検討しているところでございます。

また、原委員から御指摘がございました法務省の教材につきましては、今、確認は取れませんが、動画はもう既に作っているものがございまして、それにつきましては消費者庁の特設サイトのほうに掲載をして見られるような形にしております。

漫画につきましてはまだ掲載されていないかもしれませんが、そういったものにつきましても、新しくできたものについては掲載をしていきたいと思っておりますし、確かTwitterではこういった新しい法務省さんの教材ができたことにつきましては御紹介をさせていただいているところでございます。いろいろな方法を使って他省庁の取組についても入れていく取組をすることによって、最終的にはこの課題について広く知っていただくということにつなげるための努力ということも引き続き今年度やっていきたいと思っております。

○東会長 ありがとうございます。

先ほど坂本委員からありました転送可能なメールニュースのような辺りは、実際にはその形の運用は難しいのでしょうか。

○吉村消費者教育推進課長 現在におきましては、自治体の消費者行政部局の方向けにメールマガジンという形で不定期に情報配信させていただいておりますので、それと同じもので構わないということであれば、個別にメールアドレスを御登録いただければ、そういった形のもを同報させていただくということではできないかと思っております。

○東会長 ありがとうございます。もしかしたら坂本委員ももう少し申し上げたいこともあるかもしれませんが、一応そういう形でいろいろな方法で届けるための工夫をしていただくということを強くお願いしたいと思います。

それでは、先ほど挙手していただいた永沢委員、続けて中村委員、お願いいたします。

○永沢委員 永沢でございます。お時間をいただきましてありがとうございます。

最初に、ただ今、坂本委員からリクエストがありました件につきましては、実は私は毎月1回、定期的にNACSメールニュースというものを配信しております、消費者庁や金融庁が作成された教材につきましても、一応主要なものをURLも記載して配信しております。私どもNACSの活動のPRとなり恐縮なのですけれども、ご登録いただければ、配信をさせていただきます。

以下、2点、意見を申し述べさせていただきます。今年4月以降、消費者庁のホームページには、本当にたくさんの良質な動画やスライド教材が、成年年齢引下げ、エシカル消費を含め、アップされております。また、金融庁のホームページにも成年年齢引下げを意識した高校生向けの教材や、本日金融庁から幹事で参加されている中村様も御登壇されて

いましたが、指導者向けの動画等がアップされておりました。

このように、この1、2ヶ月の間に、充実した良質な教材が各省庁などのホームページにどんどんアップされてきております。これらが十分に活用されるようにすることがこれからの課題というところは前のお二方がおっしゃったとおりでございまして、一般の方々の目に触れるようにするにはどうしたらいいのかというところと、それから、もう一つ、こうした教材は、ややもすると古いものがたまってしまい、そこに新しい教材が上に次々と載っていくことになるわけですが、そのときに、本当に良質なものを容易に見つけることができるのか、良質なものをどう残していくのかというところが課題であろうと思っております。

そういった意味で、先ほどのデジタル化の最後のところでポータルサイトのご紹介があり、今年の大きな課題というお話がありましたけれども、いいものを作っていただくとともに、例えば、ポータルサイトとSNSをどう連携させ、どのような形で作ったものを発信していくのかという工夫等も課題だと思います。ポータルサイトでの活用というのは大変重要になるだろうと思っております。

それからもう一点、金融広報中央委員会のほうでも成年年齢引下げに向けて積極的に動いていただいております。事業者団体の活動が今ひとつというようなお話が先ほどあったのですが、私は金融業界はよく動いてくださっていると思っております。社会のデジタル化に対応した消費者教育と成年年齢引下げ対応と、いろんな意味で消費者庁の動きと金融広報中央委員会との動きをうまく連携できると非常に効率のよい取り組みができるのではないかと、良質で優秀な講師に講座をしていただけるのではないかと私としては期待しているところです。法務省等にもご参画いただき、省庁連携をいただけたらと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

では、中村委員お願いいたします。

○中村委員 中村です。よろしく願いいたします。

2点、大きくお話ししたいと思います。

1つ目は、この全力キャンペーンとかアクションプログラムを作る過程についてのお話ですけれども、そもそも成年年齢を引き下げるときには、国会でも上川法務大臣のほうで、消費者教育は十分にやるんだというようなことが何度も言われていたと記憶しております。そういう意味では、このアクションプログラムとか全力キャンペーンというのが成年年齢引下げの対応策として非常に大きな意味を持つと思うのですけれども、いかんせんこのアクションプログラムも全力キャンペーンも、一体どこで誰がどういう話し合いをして作られたのかというのがいま一つ国民に見えていないような気がしていて、私にも見えていないので、その辺りはちょっとどうなのかなと思っております。

例えば、私たちは今、消費者庁の下で消費者教育推進会議というのをやっているわけですが、なぜこの推進会議の委員である我々がもっと積極的に関与していないのだら

うかという点と、あとはそうは言っても4省庁でいろいろやるんだから、そこで話し合うんだということであったとしても、もう少し全体の議論の過程が見えたり、私たちはたくさん取りまとめなども出しているわけですが、そういった取りまとめがいろいろ反映されていなければいけないんじゃないかと思うのですが、例えばこの全力キャンペーンの概要を見ても、どの辺りに私たちが今までたくさん出してきた取りまとめが反映されているのだろうか。

具体的には、例えばコーディネーター制度というものについてはかなり我々も勉強してきて、成年年齢引下げにも重要な役割を持つのではないかと思います、こういったものがこの概要の中では見えてきませんし、どうも私たちが一生懸命やっているものと、このアクションプログラムとか全力キャンペーンというものがかみ合っているのかどうか、どういうふうな形でかみ合わせているのだろうかという点が知りたいと思いました。

もっと言えば、もっとかみ合わせるべきなのではないか。我々だけではなくて、もうちょっといろんな人の意見も含めてやっていくべき、作るべきだったのではないかというのが意見の1つ目です。

2つ目は、いろんな委員の方からもお話が出ましたけれども、どのようにして全力キャンペーンを知らせていくかという点です。この点についても、いろんな形で知らせていくべきだという具体的なお話、貴重なお話がいろいろ出ていますけれども、アクションプログラムも絶望的なくらい知られていなくて、私がいろんなところでお話をすると、成年年齢引下げまで3年間、アクションプログラムというものがありますよと言って学校の先生にたくさん聞きましたけれども、知っているという方はかなり少ないというか、ゼロというところもたくさんありました。

そういった意味では、アクションプログラムも全力キャンペーンも、まずやはり学校の先生たちには少なくとも知らせなければいけないのではないかと。動画配信とかホームページなどでは、全ての国民もしくは若い人にも知ってもらおうということでもいろいろ工夫されているというのはよく分かりますけれども、成年年齢が引き下がるということと、この全力キャンペーンをやっているんだということ、そして消費者教育をこういうふうに進めていくんだということは、少なくとも学校の先生が全員知っているような状況にならなければいけないのではないかと思います。

以上、2点、作る過程の話と、知らせる過程の話をさせていただきました。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、今お二人の委員からの御意見、御質問についてお尋ねしたいと思うんですが、まず永沢委員のほうからはとにかくポータルサイトはこれから重要な役割を果たすのではないかと。本当に良質なものを残して伝えていくということについて、ポータルサイトのお話が出ました。また、金融広報中央委員会などとの連携のお話も出たところでございます。

中村委員のほうからは、作る過程と、議論して作っていく過程、それからそれを知らせていく過程、学校の先生たちにまず最初にお伝えすべきだというようなことなど、御意見をいただきました。

事務局のほうで何かございましたらお願いしたいと思います。

○吉村消費者教育推進課長 それでは、永沢委員と中村委員からの御指摘について、少し事務局のほうでお話しをさせていただきたいと思います。

まず、ポータルサイトにつきましては今年度の予算で全面的に改修を行うための予算というものを確保しておりますので、それを活用いたしまして今年度いっぱいかけてポータルサイトのほうをより使いやすいものにして、内容も充実をさせていくということを考えておりました、先ほど議論がございましたデジタル化に対応いたしました消費者教育の関係の分科会の御指摘も、この改修の中で反映をさせていきたいと思っております。

また、金融広報中央委員会との連携につきましてはおっしゃるとおりでございます、これまでも金融広報中央委員会さんとは連携をしながら情報発信などを行っているところでございますけれども、今年度につきましては金融広報中央委員会さんで金融教育の幅広いテーマにわたりまして動画教材を製作される予定をしておられます。それにつきましては消費者庁も御協力をさせていただいております、一部、消費者教育のパーツにつきましては消費者庁で動画製作に当たりましてのスライドですとか説明には対応させていただきたいということで調整させていただいているところでございます。

また、中村委員から御指摘のございました、全力キャンペーンを作るに当たっての過程でございますけれども、これにつきましては4省庁で議論をしながら作ってきているところでございまして、もちろんこれまで消費者教育推進会議なり分科会で御議論をいただいた内容につきましても踏まえながら取りまとめをしているところでございますけれども、今回取りまとめをしたものをこういった消費者教育推進会議の場でまた御報告をさせていただいて、これまでもどうやって伝えていくかということが大事であるといった御指摘もいただいておりますので、そういった御指摘を踏まえながら、より多くの方に伝わるような取組をしていきたいと思っております。学校の先生に知っていただくことも大事ということはおっしゃるとおりだと思っております、今回全力キャンペーンを取りまとめた際には4省庁の連名で各都道府県の教育委員会さんにもこういったものを取りまとめて今後取り組んでいきますので御協力をお願いしたいということはお伝えしているところでございます。

○東会長 ありがとうございます。今、金融広報中央委員会のお話も出たところで、武井委員お願いいたします。

○武井委員 金融広報中央委員会の武井です。先ほど、永沢先生ほか中村先生からも金融広報中央委員会の話が出ましたので、若干コメントさせていただきます。

まず、デジタル教材といいますか、このコロナ禍の中でリアルのいろいろな講演などが開催できないという事情もありまして、私どもeラーニング講座といいますか、先ほどお話

がございましたように消費者庁をはじめ関係省庁の御協力を得まして、大体1コマ15分とか20分といったコマ割りで、しかもオンデマンドといいますか、必要なときに必要な都度、視聴できるという講座を今、作成しつつあります。

やはりデジタル化ということになりますと、自分の好きなときに見られるということがありますし、参加者の裾野がどんどん広がっていくのではないかなということを期待しております。

それから、成年年齢引下げに関しましては、今までもビデオで作成して配布したり、あるいは定例の教員セミナーでこちらのほうからいろいろな情報を出したりということをやっておりましたけれども、これに加えて学校に対していわゆる金融アドバイザーを派遣して、もっとダイレクトにいろいろな情報発信していくということも考えておりますので、ぜひ皆様方の御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○東会長 武井委員、どうもありがとうございました。今、武井委員から詳細に御説明いただきましたことにお礼を申し上げたところでございます。よろしく願いいたします。

お時間がもう迫っているのですが、何かここでどうしてもということがあれば。

それでは、高岡委員お願いします。

○高岡委員 時間がないところで、すみません。中学校の立場でお話をします。

学校がやはり知らないということは、逆に学校が知ろうとする努力も今後していかなければいけないかなと思っております。そういう意味で、資料の6ページの「コンテンツの充実・活用の促進」というところに文部科学省がないので、大丈夫かなとちょっと心配をしたところですが、学校のほうもただ知識を教えるだけではなくて、考えて、できる、使える、使って消費者市民生活に主体的に関わっていくように成長させていくことが大事ではと思っております。知っていることが分かる、できるようになる教材をこれからも学校現場としては考えていかなければいけないかと思っております。

もう一点が、やはり成年年齢引下げになると、どうしてもトラブルが多くなると思えます。もちろん、あなた方には責任がありますよということも大事なのですが、もう一つ大切なのは、困ったら相談しましょう。ここに相談すれば大丈夫ですよ。それは188だけでなく、社会全体でいろいろな受け皿があることが大事かなというふうに思っています。そういう意味でも、いろいろな省庁が連携していくことは大事かなというふうに思っています。

以上です。時間がないところ、ありがとうございました。

○東会長 ありがとうございます。中学校の現場のお立場でということで、現場としても、御自身も知ろうとしてコンテンツを活用していく。さらに困ったら相談、社会全体の受け皿をきちんと充実させていくということで御意見いただきました。すみませんが、私のほうのまとめで失礼させていただければと思います。

それでは、その他、御意見がございましたら、事務局へお寄せいただければと思います。成年年齢引下げまで、本当に最後の1年となります。先ほど課長のほうからもお話があり

ましたように、委員の皆様におかれましてもそれぞれ御所属されている機関等で、このことについての普及啓発ということに御協力をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後に参考資料2の本推進会議のスケジュールについてということで事務局から御説明がございます。よろしく願いいたします。

○吉村消費者教育推進課長 参考資料2につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。参考資料2「第四期消費者教育推進会議スケジュール」という資料でございます。

第四期の消費者教育推進会議につきましては、令和元年10月の第26回から議論を開始いただきまして、全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会の取りまとめですとか、あるいは緊急時における消費者行動についての考え方の整理、あるいは社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会につきましては、本日取りまとめについて御報告をさせていただいたという状況でございます。

今後につきましては参考資料2の一番下でございますけれども、夏頃にこの消費者教育推進会議を開催いたしまして、第四期の消費者教育推進会議の取りまとめといったところについて御議論をいただければというふうに現時点では考えているという状況でございます。

事務局からは、以上でございます。

○東会長 どうもありがとうございました。

いよいよ、第四期も取りまとめを考えていくところに入っていくようでございます。よろしく願いいたします。

以上で、本日予定しておりました議事につきましては終了いたしました。

最後に、片岡審議官から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○片岡審議官 ありがとうございます。最後に、一言コメントさせていただければと思います。

まずは東会長、また委員の皆様におかれましては緊急事態宣言下にもかかわらず会議に御参加いただきまして、また非常に活発な議論をいただきましてありがとうございました。

今日は、デジタル化時代における消費者教育の在り方、それから成年年齢引下げに向けたキャンペーンの話、いずれもとても大事な話をさせていただきました。

デジタル化の話につきましては、実は来月公表予定の消費者白書の中で、どの年齢階層においてもデジタルを使った取引が増えているということは記載される予定になってございます。また、インターネットを使った取引などについても、実に7割の人が非常に安心だというふうに感じているという調査結果が出ている反面、やはり消費者被害については非常に懸念の声があるということで、対策が必要だということになるかと思っております。

取りまとめの中におきましても若年者対策、それからその保護者に対してどう普及啓発をしていくのか。さらには、高齢者が取り残されないようにいかにしていくのか。また、障害者対応をどういうふうにしていくのかといったような話がありました。

恐らく、各委員の先生方からもお話がありましたように、この取りまとめの内容をいかに具体化していくか、いかにアクションにつなげていくかということがこれからまさに大事になっていくのだらうと思っておりますけれども、特にこの取りまとめの第6節におきましては「国における今後の課題」ということで幾つか課題が列挙されてございます。

もちろん国として取り組むべき課題もたくさんありますけれども、今日も御議論の中にございましたように、各主体がそれぞれの立場で取り組んでいくことも恐らくたくさんあるのだらうと思います。

そういう意味では、国と我々消費者庁を含めてですけれども、皆様方とともに手を携えながらこの問題にいかに取り組んでいくかということを経続して議論していきたいと思っておりますし、ぜひこの消費者教育推進会議の次の会議なのか、その次の会議になるのかは分かりませんが、その中でもどういうことをお互いやってきたかということの取組、あるいはやってきたことをお互いに開陳し合って議論していくというということもできればいいのかなと思っております。

それから、委員の皆様からデジタルプラットフォーマーの事業者の話がございました。実は、先月、デジタルプラットフォーマーに関する法律というのが国会で成立をいたしまして、これから恐らく事業者はどのような取組がなされているのかといったようなことについても消費者に対してPRをしていくことになろうかと思っております。

そういう意味では、どういうことで消費者に対してPRをしていくのか、どういう事業者がどのような取組をしているのかといったようなことについても消費者に普及啓発をしていて、消費者被害を防いでいくということも大事になるのかなと考えております。

それからまた、ポータルサイトの話もございました。これも、縷々御議論いただいておりますけれども、我々としても充実・強化に取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、2つ目の成年年齢引下げに向けた普及啓発の取組ですけれども、まさに皆様おっしゃるように届いていないという声は実は我々にも本当に各方面から聞こえてきておりますし、どうやったら届けられるのかということをお悩みながら対策を取っているといった非常に心もとない感じがあるかもしれませんけれども、成年年齢引下げの対象者になる本人に対する届け方ということもあるでしょうし、その保護者に対していかに届けるのかということで、冒頭課長のほうから紹介のあった動画なども、これであれば若者は見るんじゃないかといったようなことで、試行錯誤と言うとあれですけれども、取組を始めているものでございます。

そういう意味では、ぜひ皆様からもこういう方法であれば若者に直接届く、あるいは保護者の方々の関心を喚起できるといったようなベストプラクティスみたいなものがあれば、どんどん共有をいただきたいと考えてございます。

我々も徳島でも何かしらできないかということで考えてございますし、恐らく今年の後半から来年にかけてはテレビスポットの広告などもかなりたくさん出ることになると思っておりますけれども、それでも本当に我が事として成年の皆様を感じていただけるためにどう

していくかということは息の長い取組になるのだろうと考えておりますので、先ほど策定の過程が不透明だという話がありましたけれども、消費者教育推進会議の中でも引き続きどんどんやっていかなければいけない取組ではありますので、御議論いただきながらこのキャンペーンの中身をさらに充実していくということにしていきたいと思っております。

いずれも、非常に大事なテーマについて御議論いただきましてありがとうございました。とりあえず以上でございます。

○東会長 片岡審議官、どうもありがとうございました。

以上で、本日の議事は終了となります。委員の皆様におかれましては、議事進行に御協力をいただきましてありがとうございました。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

○吉村推進課長 東会長、議事の進行ありがとうございました。

また、本日は冒頭、会議の開催に当たりまして少し接続等に時間がかかりまして開始が遅れたことにつきましておわびを申し上げます。

次回以降の消費者教育推進会議の開催につきましては、後日、改めて事務局からまた御連絡をさせていただければと思います。

それでは、以上で第29回「消費者教育推進会議」を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。